

令和2年10月23日

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 石塚 孔信 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

鹿児島県自動車（新車）小売業
最低賃金専門部会

部会長 竹中 啓之

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の
改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月25日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 竹中啓之 松枝千鶴 山本晃正

労働者代表委員 加治屋忍 新内親典 吉海江俊也

使用者代表委員 小原秀治 中村博之 森山麗子

別 紙

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金

1 適用する地域

鹿児島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金

1時間 847 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

法定どおり



令和 2 年 10 月 23 日

鹿児島労働局長
三輪 宗文 殿

鹿児島地方最低賃金審議会
会長 石塚 孔信

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 2 年 8 月 25 日付け鹿労発基 0825 第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。